

●香川県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 施行者の名称
観音寺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
観音寺都市計画下水道事業 観音寺市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和47年10月24日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
令和4年香川県告示第161号の事業地に風瀬町の一部を加える。